

第1編 総則

第1部 総則

第1章 計画の目的・災害対策の基本理念及び方針

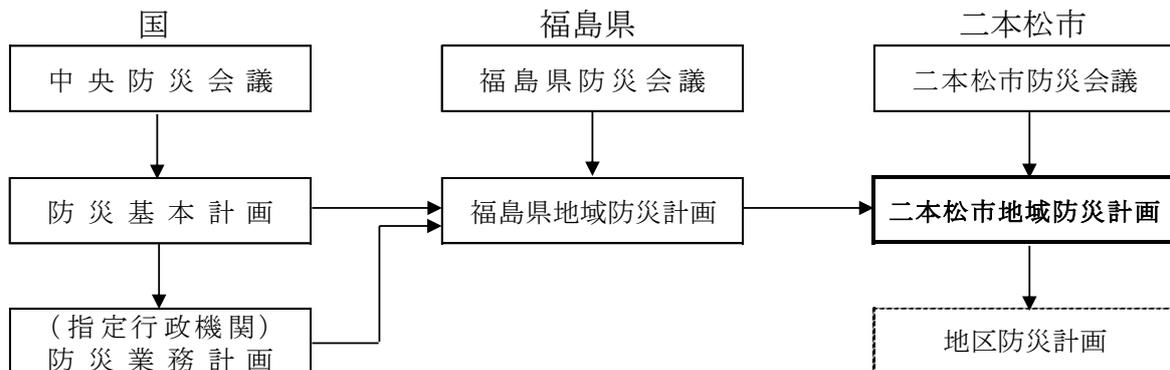
第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び二本松市防災会議条例第2条の規定に基づき、二本松市防災会議が作成する計画であり、国の防災基本計画や県の地域防災計画と連携した市の地域に関する計画である。本計画に基づき、本市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等の防災機関及び市民、相互に緊密な連携を取りつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市の地域にかかる防災に関し、市の処理する業務を中心として、防災関係機関の処理すべき事務又は業務を包含する総合的かつ基本的な計画である。

国、県、市町村における防災会議と防災計画の位置づけ



第3節 計画の構成

二本松市地域防災計画は、次の各編で構成する。

第1編 総則

本防災計画全般に係る方針・基本想定等を定める。

第2編 一般災害対策編

事故・震災・火山災害を除く風水害等に対する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める。

第3編 事故対策編

原子力事故災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害及び林野火災に対する、災害予防及び災害応急対策等について定める。

第4編 震災対策編

大規模な地震災害に対する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める。

第5編 火山災害対策編

安達太良山の火山噴火を想定した火山災害に対する、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について定める。

第6編 水害対策編

水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定に基づく、二本松市地域における洪水等の水害に対する水防計画について定める。

なお、本計画において県（班名）または知事（班名）等と記載している「班名」は、福島県災害対策本部の班名を記載している。

第4節 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定するものとする。

- 1 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 2 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ、一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 5 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第5節 計画の推進及び修正

この計画は、防災に関する基本的事項を示すものであり、各機関はこれに基づくマニュアル等を作成し、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

第6節 計画の習熟と周知徹底

本市の各部課等及び防災関係機関等は、普段から研究、教育、訓練、その他の方法により、この計画及び関連する他の計画の習熟に務めなければならない。

また、市民に対しても本計画の内容に基づき防災に関する広報を行い、それぞれの防災意識と防災対応力の強化を図る。

第7節 行動マニュアル等の作成

この計画に基づき、実践活動を行う場合の細部計画は、二本松市災害対策本部において、別に定めることとする。

第8節 発災直前及び発災後の活動目標

風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動が重要である。

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。このため発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を整理する。

風水害及び雪害（地震災害については第4編第1部第1章を参照）

活動区分	活 動 目 標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■災害直前活動 <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報、警報、避難情報の迅速かつ確実な伝達 ・適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・水防活動やダム、堰、水門等の適切な操作による災害防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■初動体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・対策活動要員の確保（非常参集） ・対策活動空間と資機材の確保 ・被災情報の収集・解析・対応 ■生命・安全の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・広域的応援の要請、広域的な協力による救助・救急活動遂行 ・給食、給水の実施 ・道路啓開、治安維持に関する対策 ・災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策 ・安否情報の提供
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■被災者の生活の安定 <ul style="list-style-type: none"> ・ライフラインの早期復旧等 ・救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等 ・通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の回復 <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建等ケア ・ガレキ等の撤去 ・都市環境の回復
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■地域・生活の再建・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・教訓の整理 ・都市復興計画の推進 ・都市機能の回復・強化

なお、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となる。

また、大規模災害発生時に優先的に開始・再開すべき業務（非常時優先業務）について予め備えておくための計画「業務継続計画（BCP）」のうち主要要素については本計画に含めているが、今後別に定めることとする。

さらに、大規模災害発生後、膨大となる災害対応業務を遂行するために必要となる外部応援の受入れについて、迅速かつ効果的に行うため、「二本松市災害時受援計画」を別に定めることとする。

第9節 計画の基本的考え方（防災ビジョン）

この計画は、平成23年3月に発生した東日本大震災、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風などの未曾有の被害をもたらした大規模災害を教訓に、国・県の対応を踏まえ、本市においても減災に向けた取組みを進めていくため、「二本松市総合計画」との整合を図り、改訂するものとする。

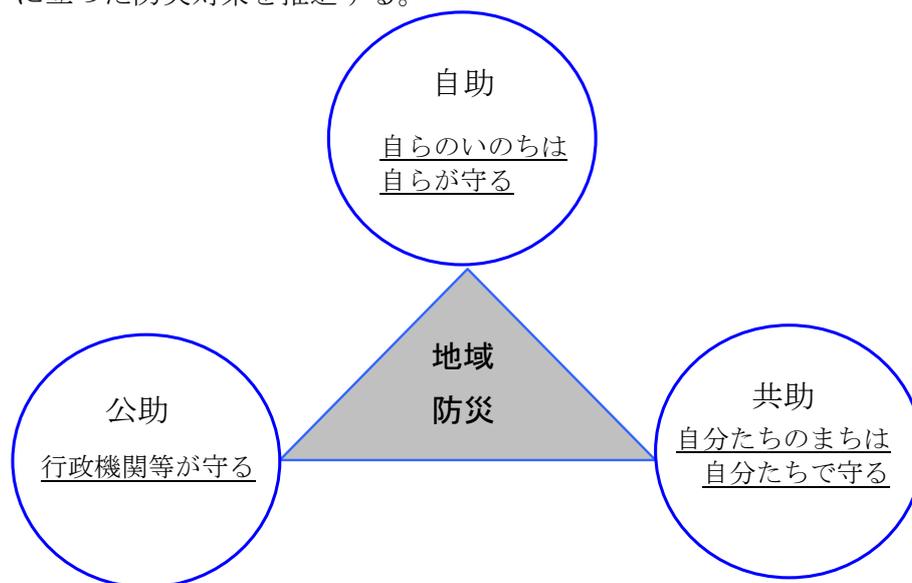
また、市地域防災計画をより具体化していくとともに、市はもちろんのこと、市民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

1 「自助」・「共助」・「公助」による取り組みの強化

市行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

行政機関等による「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に市民の「いのち」を早急かつ確実に守ることは困難である。そのため、市民ひとりひとり、家族、事業所が主体となり自らのいのちは自らが守る「自助」、近隣住民、行政区、自主防災組織等の団体などで地域でみんなのいのちを守る「共助」の取組みを推進していく。

また、住民自身・地区団体等の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」、さらには「マイ・タイムライン」の作成など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組み）に立った防災対策を推進する。



2 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「行動マニュアル」等の整備・活用を図る。

また、二本松市総合ハザードマップの適宜見直しと、住民説明会などによる周知を引き続き行い、個々の住民と地域による防災行動、自主防災団体の組織化を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の充実を図る。

情報の受信、伝達や広報については、防災行政無線（防災ラジオ・屋外スピーカー）、市ウェブサイト、市公式SNS、防災アプリ、緊急速報メール、市登録制緊急情報メール、Lアラート等を最大限利用し、「災害・避難情報」の提供体制を活用していく。

3 地震災害対策の推進

市及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、避難路・避難ルート・避難所等の避難計画の整備、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、避難支援行動のルール化、負傷者の搬送体制の整備、ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、応援協定締結自治体等が被災した場合の、本市への被災者の受入れ体制の整備を図っていく。

さらに、市民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止など、家庭・職場の耐震化、防火対策や安全対策に努める。

4 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。

台風・集中豪雨等による河川のはん濫等の被害を軽減するため、今後も河川施設等の改修、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

また、本市は急傾斜地崩壊等の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。

このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策を推進するとともに、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを行うとともに、ソフト対策については、住民の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップ等の更新・活用、高齢者等避難・避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立ち退き指示等に加えて必要に応じた「屋内安全確保」の指示、確実な情報伝達方法の確立を図る。

また、浸水想定区域内の高齢者等利用施設においては、市からの避難情報または自主的な判断により速やかな避難行動がとれるよう、施設毎に避難確保計画の作成と避難訓練の実施について、支援・促進を図る。

なお、激甚化が懸念される水害に対し、国、県、市町村等の関係機関をメンバーとする協議会で策定した流域治水の理念に基づく「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」において、関係機関との連携により総合的な治水対策を推進していく。

5 水防体制の充実

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）等の水防活動に協力する体制を強化する必要がある。消防団（水防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない町内会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進するものとする。

6 自主防災組織の育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、出前講座などを積極的に行い、地域の自主防災組織の育成支援を図る。

また、広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

7 事業所、団体等の防災力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については事業継続計画（Business Continuity Plan（BCP計画））の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要がある。

また、市の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

8 避難行動要支援者名簿整備等の要配慮者対策推進

一人暮らし高齢者や障がい者等（以下「要配慮者」という。）の避難支援を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備・活用を推進するとともに、地域での支援体制の強化を図る。

9 要配慮者や女性への配慮

避難所等においては、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（自分のペースで落ち着ける場所など）等を避難所開設当初から設置するように努める必要がある。さらには性的少数者（LGBT）も避難を躊躇することが無いよう、避難者名簿の性別欄は自由記載にするなどの配慮が必要である。

また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努めていく。

さらに、女性の避難所要員、相談員の配置についても検討し、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるようにするとともに、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては民間団体の活用も図っていく。

10 感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる関係者の感染症対策の徹底や、分散避難についての周知、避難所における避難者の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

11 その他の災害対策の推進

本市におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、大規模な火災・林野火災、竜巻・突風、危険物の爆発、鉄道事故、航空機事故、原子力事故等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組みを進めるものとする。

第2章 二本松市の概況

第1節 二本松市のおいたち

この地域は、寛永20年（1643年）から明治元年（1868年）までの220余年の間、丹羽光重公が入府し誕生した二本松藩10万700石の領内にあり、古くから歴史的なつながりがあった。その後、明治、昭和、平成と3回の大合併を経て現在に至る。

旧二本松市は、明治前期には、二本松町・塩沢村・成田村・高越村・永田村・原瀬村・北杉田村・南杉田村・館野村・箕輪村・平石村・鈴石村・西荒井村・大平村の1町13ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、成田村・高越村・永田村・原瀬村の4村が合併して岳下村に、北杉田村・南杉田村・館野村・箕輪村の4村が合併して杉田村に、また、平石村・鈴石村・西荒井村の3村が合併して石井村となった。

昭和30年1月に二本松町・塩沢村・岳下村・杉田村・石井村・大平村の1町5村が合併して二本松町が誕生した。その後、同年4月には安達村油井の一部が編入し、昭和33年に市制施行により二本松市となった。

旧安達町は、明治前期には、油井村・渋川村・吉倉村・米沢村・上川崎村・小沢村・下川崎村・沼袋村の8ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、渋川村・吉倉村・米沢村の3村が合併して渋川村に、上川崎村・小沢村の2村が合併して上川崎村に、下川崎村・沼袋村の2村が合併して下川崎村となった。

昭和30年1月に油井村・渋川村・上川崎村の3村が合併して安達村が誕生した。その後、昭和32年7月及び昭和33年6月に信夫郡松川町下川崎の一部が編入し、昭和35年2月に町制施行により安達町となった。

旧岩代町は、明治前期には、小浜村・小浜成田村・西勝田村・上長折村・下長折村・西新殿村・東新殿村・杉沢村・初森村・田沢村・百目木村・茂原村の12ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、小浜村・小浜成田村・西勝田村・上長折村・下長折村の5村が合併して小浜村に、西新殿村・東新殿村・杉沢村・初森村の4村が合併して新殿村に、田沢村・百目木村・茂原村の3村が合併して旭村となった。その後、明治34年に小浜村は町制施行により小浜町となった。

昭和30年1月に小浜町・新殿村・旭村・太田村の一部の1町3村が合併して岩代町が誕生した。

旧東和町は、明治前期には、針道村・内木幡村・外木幡村・上太田村・下太田村・北戸沢村・南戸沢村の7ヶ村にあたる地域であった。

明治22年4月の町村制施行により、内木幡村・外木幡村の2村が合併し木幡村に、上太田村・下太田村の2村が合併し太田村に、北戸沢村・南戸沢村の2村が合併して戸沢村となった。

昭和30年1月に針道村・木幡村・太田村・戸沢村の4村が合併して東和村が誕生した。その後、昭和35年4月に町制施行により東和町となった。

そして、平成17年12月1日に二本松市・安達町・岩代町・東和町の4市町が合併して新「二本松市」が誕生した。

第2節 社会的条件

1 道路

本市の道路網は、広域的な一般幹線道路である国道4号が中央の平坦部を、国道349号が東部の阿武隈山系を縦断し、国道459号が市の中央部を東西に横断しており、基本的なネットワークを形成している。これらの幹線道路に加えて、主要地方道、一般県道がこれを補完し、さらに地域住民の日常生活に密着した市道を加えて、

全体として一つの道路網を構成している。

また、東北の大動脈である高速道路（東北縦貫自動車道）が南北に縦断し、市の中心部に二本松ICがあり、多くの利用がある。

県地域防災計画では、本市と福島市及び大玉村を結ぶ国道4号並びに本市と川俣町及び田村市を結ぶ349号を始めとして、国道・県道及び重要市道を緊急輸送路に指定している。

2 鉄 道

本市にある鉄道として東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）の東北本線が、本市と福島市及び郡山市を結んでいる。



第3節 地理的条件

1 位置及び面積

本市は、福島県中通り地方の北部にあつて、東経140度26分12秒、北緯37度34分55秒、県都福島市と郡山市の間に位置し、市の中心から国道4号で福島市、郡山市ともに約30分の距離にある。東は川俣町、浪江町、葛尾村、西は猪苗代町に接し、南は大玉村、本宮市、田村市、三春町、北は福島市の各市町村に接している。

南北約17km、東西約36kmと東西に長い形で、総面積344.42km²を有し会津地方及び浜通り地方の両地域に境界を接する県内唯一の市である。

2 地 勢

本市は、西部の安達太良山麓、中央部の平坦地、東部の阿武隈地域の3地帯に分類される。西部の安達太良山麓は、奥羽山系に属する安達太良山(1,700m)の麓に広がる地域で丘陵地が多い。中央部の平坦地は、圏域を北流する阿武隈川を中心とする地域で標高は200m～300m程度となっている。東部の阿武隈地域は、阿武隈山系の北部に位置し、最も高い山は日山(1,057m)であり、全体に丘陵状の起伏の多い地形となっている。

3 気 象

本市の気候は、大陸山間型の特性を有し寒暖の差が大きく、年間平均気温は12℃、1,2月の寒冷期には平均気温が0～2℃前後となり、最低で-8℃近くに下がる日もある。初霜が10月中旬頃、晩霜は5月下旬頃で、凍霜害がしばしば発生する。最高気温は7月から8月中旬にかけて35℃を超える日が続くこともあるなど、自然環境の厳しい時期もある。

年間降水量は、1,200 mm程度で、月平均で 100 mm前後、積雪の多いときは市街地で 20 cm前後の降雪がある。

風は春先にかけて、特に強い日もあるが、台風等による風雨の被害も比較的少なく、全体としては穏やかである。

しかし、近年、全国において、局地的に時間雨量 100mm を超えるような集中豪雨が多発し、本市においても平成 25 年 8 月 5 日に岩代地域において推定時間雨量 110mm の記録的な豪雨に見舞われ、土砂崩れや河川の氾濫により、甚大な被害が発生した。

* 資料編 資料 9 参照

第3章 防災関係機関の業務

第1節 防災関係機関の実施責任

1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

- * 資料編 資料1参照
- * 資料編 資料2参照
- * 資料編 資料3参照

2 県

県は、市を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつその総合調整を行う。

- * 資料編 資料7参照

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

- * 資料編 資料7参照

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

- * 資料編 資料7参照

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

- * 資料編 資料7参照

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 二本松市防災会議

- (1) 市地域防災計画の作成
 - (2) 防災に関する重要事項の審議
 - (3) 災害防止対策推進
- * 資料編 資料5 参照

2 市

- (1) 防災組織の整備及び育成指導
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 消防・水防活動その他の応急措置
- (7) 避難対策
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (9) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (10) 保健衛生
- (11) 文教対策
- (12) 被災施設の復旧
- (13) 安否情報の提供
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

3 二本松市消防団

- (1) 防災対策
 - (2) 防火思想の高揚
 - (3) 消防機器の点検及び管理
 - (4) 消防水利の点検及び管理
 - (5) 消火活動
 - (6) 水防活動
 - (7) 被災者の救助
 - (8) 被害状況の伝達
 - (9) 地域住民の避難誘導
 - (10) 他市町村における災害の応援
- * 資料編 資料6 参照

4 福島県消防協会二本松支部（二本松市）

- (1) 防火思想の高揚
- (2) 消防功労者の表彰
- (3) 消防に関する調査研究及び指導育成
- (4) 消防操法技能等の向上

5 安達地方広域行政組合消防本部

- (1) 防災対策
- (2) 防災思想の高揚、防災訓練の実施
- (3) 消防機器の点検及び管理
- (4) 消防水利の点検及び管理
- (5) 消火活動

- (6) 水防活動
- (7) 災害の防除及び被害の軽減
- (8) 被災者の救助及び傷病者の搬送
- (9) 被害状況の情報収集及び伝達
- (10) 気象情報の通報
- (11) 他市町村における災害の応援

6 県

- (1) 防災組織の整備
- (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整（リエゾン派遣）
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (8) 広域的な避難対策
- (9) 緊急輸送の確保
- (10) 交通規制、その他社会秩序の維持
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- (14) 災害救助法に基づく被災者の救助
- (15) 被災施設の復旧
- (16) その他災害の発生への防衛及び拡大防止のための措置

7 二本松警察署

- (1) 住民の避難誘導及び救助
 - (2) 犯罪の予防、交通規制等
 - (3) 災害予警報の伝達及び災害情報の収集
- * 資料編 資料4 参照

8 指定地方行政機関

- (1) 福島財務事務所
 - ア 地方公共団体に対する災害融資
 - イ 民間金融機関等に対する金融上の措置要請に関する事
 - ウ 災害発生時における国有財産の無償貸付等に関する事
- (2) 東北厚生局
災害状況の情報収集、通報、関係職員の派遣及び関係機関との連絡調整
- (3) 福島労働局
工場事業場における労働災害の防止
- (4) 東北農政局
 - ア 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業に対する指導及び助成
 - イ 農業関係被害情報の収集報告
 - ウ 農作物、蚕、家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導
 - エ 被害農林業者等に対する災害融資のあっせん・指導
 - オ 排水・かんがい用土地改良機械の緊急貸付
 - カ 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策

- (5) 東北農政局福島地域センター
災害時における主要食糧の供給
- (6) 福島森林管理署（玉ノ井森林事務所）
 - ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
 - イ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (7) 東北経済産業局
 - ア 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策
 - イ 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
- (8) 福島運輸支局
 - ア 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達
 - イ 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
- (9) 福島地方気象台
 - ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
 - イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
 - ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設等の整備
 - エ 県や市町村が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
 - オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - カ 市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の更新に関して、技術的な支援・協力
 - キ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予想の解説等の実施（ホットライン、あなたの町の気象台）
- (10) 東北総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理に関すること
 - イ 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置を講ずること
 - ウ 各種非常通信訓練に関すること
 - エ 非常通信協議会の指導育成に関すること
- (11) 東北地方整備局（福島河川国道事務所、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE・リエゾン派遣））
 - ア 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援
 - イ 直轄公共土木施設の整備と防災管理
 - ウ 洪水予警報等の発表及び伝達
 - エ 水防活動の支援
 - オ 災害時における交通規制及び輸送の確保
 - カ 被災直轄公共土木施設の復旧
 - キ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
- (12) 東北管区警察局
 - ア 管区内各県警察本部の災害警備活動及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局及び警視庁との連携
 - ウ 管区内防災関係機関との連携
 - エ 管区内各県警察本部及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - オ 警察通信の確保及び統制

9 自衛隊

- (1) 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 県、市、その他の防災関係機関が実施する災害応急復旧対策の支援協力（リエゾン）

ン派遣)

- (3) 災害救助のための物品の無償貸付及び譲与

10 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道(株) (仙台支社福島支店)
- ア 鉄道施設等の整備及び防災管理
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の緊急輸送の協力
 - ウ 災害時における応急輸送対策
 - エ 被災鉄道施設の復旧
- (2) 通信事業者 (東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)ドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株))
- ア 電気通信施設の整備及び防災管理
 - イ 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達
 - ウ 被災電気通信施設の復旧
- (3) 日本銀行 (福島支店)
- ア 災害時における通貨の円滑な供給確保
 - イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の実施に係る要請
- (4) 日本赤十字社 (福島県支部二本松市地区)
- ア 医療、助産等救護の実施
 - イ 義援金の募集
 - ウ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- (5) 日本放送協会 (福島放送局)
- ア 気象・災害情報等の放送
 - イ 市民に対する防災知識の普及
- (6) NEXCO 東日本高速道路(株) (東北支社福島管理事務所)
- ア 道路の耐震整備
 - イ 災害時の応急復旧
 - ウ 道路の災害復旧
- (7) 日本通運(株) (福島支店)
- 災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力
- (8) 東北電力ネットワーク株式会社福島電力センター
- ア 電力供給施設の整備及び防災管理
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災電力施設の復旧
- (9) 日本郵便(株) (二本松郵便局)
- ア 災害時における郵便事業運営の確保
 - イ 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

11 指定地方公共機関

- (1) 福島交通(株)二本松営業所
- ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
- (2) 放送機関 (福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島)
- ア 気象予報等の放送
 - イ 災害状況及び災害対策に関する放送
 - ウ 放送施設の保安
 - エ 市民に対する防災知識の普及
- (3) 新聞社 ((株)福島民報社、福島民友新聞(株))

災害状況及び災害対策に関する報道

- (4) (社)福島県トラック協会県北支部、(社)福島県バス協会
災害時における救援物資、避難者の緊急輸送の協力

12 公共的団体及び防災関係機関等

- (1) (一社)福島県医師会、(一社)安達医師会、(公社)安達歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、県北地域救急医療対策協議会
- ア 医療助産等救護活動の実施
 - イ 救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供
 - ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
- (2) 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会
- ア 社会福祉施設の整備
 - イ 災害時における高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の情報伝達及び支援計画の策定
 - ウ 災害時における要配慮者の避難計画の策定
 - エ 災害時のボランティアの受入れ
 - オ 生活福祉資金の貸付
- (3) ふくしま未来農業協同組合
- ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 農作物災害応急対策の指導
 - ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん
 - エ 被災組合員に対する融資のあっせん
 - オ 他農業協同組合との連携
- (4) 県北森林組合
- ア 県、市が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資のあっせん
- (5) 二本松商工会議所、あだたら商工会
- ア 市が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 水道業者
- ア 県及び市が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - イ 応急給水活動用災害復旧用資機材の整備
- (7) 金融機関
- 災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施
- (8) 社会福祉施設
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (9) 学校法人
- ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (10) 道の駅「安達」智恵子の里・ふくしま東和・さくらの郷
- ア 災害対策における情報提供
 - イ 災害時における物資の提供
 - ウ 住民や道路利用者の一時的な避難場所や電力の確保等の役割を担った防災拠点機能の整備・提供
- (11) LPガス関係事業者
- ア 安全管理の徹底

- イ ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
- (12) 火薬類事業施設
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 火薬類事業施設の災害応急対策の実施
- (13) 二本松地区ハイヤー・タクシー経営者協議会
 - ア 災害時におけるタクシー無線による情報提供等の協力
 - イ 被災者及び負傷者等の保護、輸送の協力
 - ウ タクシー業者との連携
- (14) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資・資材・役務の提供を業とする者（スーパーマーケット、ホームセンター、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客（貨物）運送事業者、建設業者等）
 - ア 災害時における事業活動の継続的实施及び市が実施する防災に関する施策への協力に関すること
 - イ 物流、物資配送等に関すること

第4章 災害の想定

第1節 想定する災害

本市において、今後発生しうる災害は次のとおりである。

- 1 地震
- 2 火災
- 3 風害
- 4 水害
- 5 雪害
- 6 土砂災害
- 7 火山災害
- 8 山岳遭難
- 9 その他の災害

第5章 市民の役割

第1節 平常時の役割

市民は、地域の一員として、また自主防災組織の一員として、日頃から防災意識を持って生活することを前提とし、防災訓練及び研修会への参加、災害防止啓発活動、地域における災害危険箇所の点検、地域住民の把握、地区との連携等、防災に寄与するように努めなければならない。

また、各家庭においても、ハザードマップで災害危険箇所や避難場所等を確認しておくことは基より、非常時の飲食料と1日一人当たり1.5リットルの飲料水を最低限3日分を確保（1週間分を推奨）し、缶詰、レトルト食品、乾物、飲料水の日常食品をローテーション利用しながら備蓄する（ローリングストック法）など、災害時の対策を自ら講じておくよう努めるものとする。

第2節 災害時の役割

災害時には、まず自らの安全を確保するとともに、二本松市災害対策本部及び防災関係機関の指示に従って行動しなければならない。

また、地域住民が一致協力して、災害応急対策活動及び災害復旧活動に協力するものとする。

